

経済産業省

20190416貿局第2号
輸入注意事項2019第24号
経済産業省貿易経済協力局

「生鮮又は冷蔵のみなまぐろを輸入する場合の取扱いについて」（平成12年5月11日付け輸入注意事項12第39号）の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

平成31年4月24日

経済産業省貿易経済協力局長 石川 正樹

「生鮮又は冷蔵のみなまぐろを輸入する場合の取扱いについて」の一部
改正について

「生鮮又は冷蔵のみなまぐろを輸入する場合の取扱いについて」（平成12年5月11日付け輸入注意事項12第39号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、平成31年5月10日から施行する。

「生鮮又は冷蔵のみなみまぐろを輸入する場合の取扱いについて」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○生鮮又は冷蔵のみなみまぐろを輸入する場合の取扱いについて（平成12年5月11日付け輸入注意事項12第39号）

改正後	現行
<p>上記貨物の輸入については、平成12年5月11日付け通商産業省告示第321号（輸入公表の一部を改正する告示）により平成12年6月1日以降、通関時確認制に移行しているところですが、<u>平成31年5月10日以降、税関への輸入申告書等の提出の際には、下記の1から3までに掲げる区分に応じ、それぞれ1から3までに定める書類を提出してください。</u></p>	<p>上記貨物の輸入については、平成12年5月11日付け通商産業省告示第321号（輸入公表の一部を改正する告示）により平成12年6月1日以降、通関時確認制に移行しているところですが、<u>平成27年4月1日以降、税関への輸入申告書等の提出の際には次の1又は2に掲げる区分に応じ、それぞれに定める書類を提出してください。</u></p>
<p>ただし、平成27年4月1日以降であっても、従前の別紙様式1及び2をもって、それぞれ現行の様式1及び2に代えることとします。</p>	<p>ただし、平成27年4月1日以降であっても、従前の別紙様式1及び2をもって、それぞれ現行の様式1及び2に代えることとします。</p>
<p>記</p>	<p>記</p>
<p>1 みなみまぐろを漁獲した漁船の旗国又は地域及び蓄養場が設置された国又は地域（以下「旗国等」という。）からの輸出後に經由する国又は地域（保税地域を除く。以下「経由国等」という。）が存しない場合</p> <p>旗国等の政府職員又は政府が権限を委譲した商工会議所等の機関（以下「政府職員等」という。）が認証した漁獲証明書（別紙様式1）の原本 1通</p> <p>なお、旗国等において国産品として水揚げされたみなみまぐろにあつては、旗国等の政府職員等が認証した再輸出証明書（別紙様式2）の原本及び旗国等の政府職員等が認証した当該貨物に係る漁獲証明書の写しに<u>旗国等の政府職員等が確認したものの原本 各1通</u></p> <p>2 旗国等からの輸出後に經由国等（ただし、欧州連合域内において貨物が移動した場合は、最後に欧州連合域外に輸出した国のみ經由国等を含める。）が存する場合</p> <p><u>(1) 最終經由国等の政府職員等が認証した再輸出証明書（別紙様式2）の原本 1通</u></p> <p><u>(2) 次の①又は②に定める書類</u></p> <p><u>① 経由国等が一つの場合は、次の（ア）又は（イ）に定める書類</u></p> <p><u>（ア）旗国等において輸出品として水揚げされたみなみまぐろを輸入する場合</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>旗国等の政府職員等が認証した当該貨物に係る漁獲証明書の写し</u> 	<p>1 みなみまぐろを漁獲した漁船の旗国又は地域並びに定置網及び畜養場が設置された国又は地域（以下「旗国等」という。）からの輸出後に經由する国又は地域（保税地域及び欧州連合を構成する国から輸出され、他の欧州連合を構成する国に輸入された場合を除く。以下「経由国等」という。）が存しない場合</p> <p>旗国等の政府職員又は政府が権限を委譲した商工会議所等の機関（以下「政府職員等」という。）が認証した漁獲証明書（別紙様式1）の原本 1通</p> <p>なお、旗国等において国産品として水揚げされたみなみまぐろにあつては、旗国等の政府職員等が認証した再輸出証明書（別紙様式2）の原本及び旗国等の政府職員等が認証した当該貨物に係る漁獲証明書の写しであつて、<u>旗国等の政府職員等が確認したもの 各1通</u></p> <p>2 旗国等からの輸出後に經由国等が存する場合</p> <p>① <u>最終經由国等の政府職員等が認証した再輸出証明書（別紙様式2）の原本 1通</u></p> <p>② <u>旗国等の政府職員等が認証した当該貨物に係る漁獲証明書の写しであつて、最終經由国等の政府職員等が確認したもの 1通（ただし、複数の經由国等が存する場合には、旗国等の政府職員等が認証した当該貨物に係る漁獲証明書及び各經由国等の政府職員等が認証した当該貨物に係る再輸出証明書の写しであつて、各經由国等の政府職員等が確認したもの 各1通）</u></p>

に最終経由国等の政府職員等が確認したものの原本 1通
(イ)旗国等において国産品として水揚げされたみなみまぐろを輸入する場合

- ・ 旗国等の政府職員等が認証した当該貨物に係る再輸出証明書の写しに最終経由国等の政府職員等が確認したものの原本 1通
- ・ 旗国等の政府職員等が認証した当該貨物に係る漁獲証明書の写しに旗国等及び最終経由国等の政府職員等が確認したものの原本 1通

② 経由国等が複数存する場合は、次の(ア)又は(イ)に定める書類

(ア)旗国等において輸出品として水揚げされたみなみまぐろを輸入する場合

- ・ 各経由国等の政府職員等が認証した当該貨物に係る再輸出証明書の写しに各経由国等の政府職員等が確認したものの原本 1通
- ・ 旗国等の政府職員等が認証した当該貨物に係る漁獲証明書の写しに各経由国等の政府職員等が確認したものの原本 1通

(イ)旗国等において国産品として水揚げされたみなみまぐろを輸入する場合

- ・ 旗国等及び各経由国等の政府職員等が認証した当該貨物に係る再輸出証明書の写しに各経由国等の政府職員等が確認したものの原本 1通
- ・ 旗国等の政府職員等が認証した当該貨物に係る漁獲証明書の写しに旗国等及び各経由国等の政府職員等が確認したものの原本 1通

3 輸入者の責めに帰することができない事由により、税関への輸入申告書等の提出の際、上記1又は2に定める書類を提出できない場合

輸入者の責めに帰することができない事由として(1)に掲げる場合に該当するときは、(2)に掲げる書類を提出してください。

(1) 次の①から③までのいずれかに該当する場合

- ① 輸出者又は政府職員等の責めに帰すべき事由による場合
- ② 航空会社又は郵送業者が、書類を遅配、誤郵送又は紛失した場合
- ③ その他輸入者の責めに帰することができない事由により、上記1又は2に定める書類を提出できない場合

(2) 次の①及び②に定める書類

- ① 上記1又は2に定める書類の写し 1通
- ② 通関時の提出書類について(別紙様式3) 1通

なお、旗国等において国産品として水揚げされたみなみまぐろにあつては、旗国等の政府職員等が認証した当該貨物に係る再輸出証明書の写しであつて、最終経由国等の政府職員等が確認したものと並びに旗国等の政府職員等が認証した当該貨物に係る漁獲証明書の写しであつて、旗国等及び最終経由国等の政府職員等が確認したものと 各1通(ただし、複数の経由国等が存する場合には、旗国等及び各経由国等の政府職員等が認証した当該貨物に係る再輸出証明書の写しであつて、各経由国等の政府職員等が確認したものと並びに旗国等の政府職員等が認証した当該貨物に係る漁獲証明書の写しであつて、旗国等及び各経由国等の政府職員等が確認したものと 各1通)

(新設)

(注1) 税関に提出した上記3(2)①の原本は、本貨物通関後2週間以内に経済産業省貿易経済協力局農水産室に提出してください。

(注2) 上記3(2)において税関に提出した書類に説明書(別紙様式4)を付して、直ちに経済産業省貿易経済協力局農水産室へ提出してください(電子メール又はFAXに限る。)

<提出先>

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1
経済産業省貿易経済協力局農水産室 まぐろ担当宛て
メール：tuna@meti.go.jp FAX：03-3501-6006

(別紙様式1)・(別紙様式2) (略)

(別紙様式3)

通関時の提出書類について

年 月 日

輸入者名
代表者名(押印又は署名)
住 所
電話番号

本貨物の輸入は、生鮮又は冷蔵のみなみまぐろを輸入する場合の取扱いについて(平成12年5月11日付け輸入注意事項12第39号)の3(1)に掲げる場合に該当するため、3(2)①の書類(証明書番号：)を提出します。

なお、当該書類の原本は、本貨物通関後2週間以内に経済産業省貿易経済協力局農水産室に提出します。

以上

担当部署名

(別紙様式1)・(別紙様式2) (略)

(新設)

担当責任者名 _____
電話番号 _____
F A X _____

(通関業者連絡先)

業者名 _____
担当者名 (押印又は署名) _____
電話番号 _____

(別紙様式4)

説 明 書

1. 原本を提出できなかった理由

2. 今後の改善策

3. 原本の回収方法

(新設)